

生徒指導規程

三原市立幸崎小学校

基本方針

学校教育目標 「自ら伸びる とともに伸びる 子どもの育成」

めざす児童像

夢や志をもち、自分や友達のよさを認めて関わり合いながら、目標に向けて自ら考え行動する児童

生徒指導のねらい

生徒指導規程は、規範意識と判断力、自分の行動に責任をもって自立した学校生活を送る自己指導能力を育成するために規程する。

生徒指導で育てたい力

- (1) 自己肯定感の育成…児童が学校生活の中で自分の存在感を味わうことができ、集団への所属感が持てるよう指導する。
- (2) 自律の育成…児童が、社会のルールを守り、互いをかけがえのない存在として認め合い、よりよい社会を実現するために貢献できる人間になるように指導する。
- (3) 自己責任の明確化…児童が自分の行動をふり返り、自分がかかわったことについて、他人の責任にすることなく、自分で責任をとっていくといった姿勢を育てる。

学校のきまり(生徒指導規程)

	学校生活のきまりについて	学校のきまりに関する指導
	社会のルールを守る	
1欠席・遅刻	<ol style="list-style-type: none"> ① 8時15分までには登校し、教室に入っておく。 欠席・遅刻は保護者がすぐーるや電話(7:30～8:05まで)で必ず学校へ連絡する。 ② 許可なく校外へ出ない。 授業時間を守る。 	<ol style="list-style-type: none"> ①遅刻についての指導 3日以上連続して遅刻、又は週に3日以上遅刻した場合には、家庭に連絡し、遅刻しないように指導します。 ②外出についての指導 許可なく校外へ出ない。 許可なく学校外へ出た場合には、保護者に連絡をとります。許可なく学校外へ出ることが2回以上続く場合には、保護者に連絡し、生徒指導担当及び担任を中心に、複数の教員が、自分の行動を振り返らせる指導を行います。
2服装 頭髪について	<ol style="list-style-type: none"> ① 厳寒時には手袋、マフラーやネックウォーマーを着用してもよい。登下校の安全確保のため耳が出るように着用し、校舎内では着用しない。 ※健康などに関する事情で上記のきまりに不具合が生じる場合は担任の先生と相談の上、柔軟に対応する。 ② 体育の時間は体操服で学習する。 (体操服の襟より出る肌着は着用しない。) (体操服の下にタイツやスパッツ等を着用しない。) 厳寒時には紺、黒を基調としたジャージズボンを着用してもよい。(ワンポイント、ライン入りなども可とする。) ③ 校内では名札を着用する。 ④ 学習に適した髪型にする。整髪料は禁止 (染色・脱色をしない。パーマをかけたり、剃り込みを入れたりしない。) 肩まで伸びたら、ゴムでくる。ピンやゴムは、黒、紺、茶色を基調とする。 	<ol style="list-style-type: none"> ①違反をした場合には、その場で正し、修正が必要な場合は保護者に連絡して、協力をお願いします。 ②違反が改善されない場合には、保護者に学校の指導に対する協力をお願いします。 ③登校後に、安全に気をつけて衣服の上から右胸に名札を付けます。防犯のため、下校前にはずして学級ごとに保管します。 ④違反が改善されない場合には、保護者に学校の指導に対する協力をお願いします。
3問題行動	<ol style="list-style-type: none"> ① 飲酒・喫煙・暴力・いじめ・火遊び・危険な遊び・器物破損をしないなど社会のルールを守る。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 飲酒・喫煙・暴力・いじめ・火遊び・危険な遊び・器物破損等社会のルールが守れない場合には、保護者と共に学校で指導を行います。

	<p>② 校舎, 工具, ガラス等を破損したときは, 速やかに届ける。</p> <p>③ 物品の破損は原則として破損した児童が弁償する。</p>	<p>② 児童間暴力, 対教師暴力, 対人暴力, 器物破損が生じた場合には, 警察対応を行います。故意に又は繰り返し学校の施設や器物を壊した場合には, 別室で自分の行動を振り返らせる指導を行います。また, 保護者と共に学校に来てもらい指導します。破損した児童の保護者に修繕代を請求します。</p>
	<p>④ 授業の進行を妨げない。</p>	<p>③ 「大声や暴言を繰り返す。」「教室内外を立ち歩く。」「机や椅子, 道具などで大きな音を立てる。」など授業の進行を故意に妨げたり, 繰り返したりするなど, 他の児童が安心して授業を受けられない行為をした場合は, 別室での学習を含め, 自分の行動を振り返らせる指導を行います。また, 保護者と共に学校に来てもらい指導します。</p> <p>授業の進行を妨げるような行為が続く場合には, 保護者に連絡し, 特別な指導を行います。</p> <p>特別な指導では別室において本人に反省を促し自分の行動を振り返らせる指導を行います。</p>
学習に必要なものは学校に持って来ない		
1携帯電話等について	学校への持ち込みを禁止する	携帯電話など学習に必要な無いものを持ってきた場合には, 学校で預かります。また保護者と連携し, 不用品の持ち込みについて家庭でも学校の指導に対する協力をお願いします。
2お金について	不必要な金銭は学校に持参しない。 必要なお金は保護者がお金を持ってくる。	お金の貸し借りをした場合は, 別室で指導を行い, 保護者に連絡します。また, 関わった保護者と共に学校に来てもらい指導します。
3ゲーム機, お菓子などについて	学校への持ち込みを禁止する	ゲーム機, お菓子など, 学習に必要な無いものを持ってきた場合には, 学校で預かり本人に指導をします。並びに, 保護者と連携し, 不用品の持ち込みについて家庭でも学校の指導に対する協力をお願いします。
		不用品の持参が続く場合には, 保護者とともに来校し, 指導します。